

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の新規対象物質を
化審法第一種特定化学物質に指定することについて（案）

平成 25 年 6 月 28 日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

1. 背景

(1) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（平成 16 年 5 月発効。以下「POPs 条約」という。）においては、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する POPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）による人の健康の保護及び環境の保全を図るため、各国が国際的に協調して、POPs 条約の対象物質について、製造及び使用を原則禁止する等の措置を講じることとしている。

我が国においては、平成 17 年に国内実施計画を定め、平成 24 年に改正を行った。対象物質に関する製造、使用、輸入及び輸出の規制については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）及び外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき、所要の措置が講じられているところである。化審法においては、現在の POPs 条約対象物質のうち、意図的に製造されることのない PCDD 及び PCDF を除いた 19 物質について、第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入の許可制（事実上禁止）、使用の制限及び届出制（事実上禁止）等の措置を講じている。

(2) POPs 条約における対象物質の追加のための手続きとしては、締約国から提案のあった候補物質について、残留性有機汚染物質検討委員会（以下「POPRC」という。）において、締約国等から提供された科学的知見に基づき、POPs 条約で定められた手順に基づく検討を行うこととされており、昨年秋までに 8 回の POPRC が開催されている（我が国からは、委員として北野大 淑徳大学教授が第 1 回より第 8 回まで継続的に出席。）。第 6 回 POPRC では、6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノー-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド類（別名：エンドスルファン又はベンゾエピン、以下、エンドスルファン）を附属書 A（廃絶）へ追加する旨の勧告を締約国会議に対して行うことが決定された。また、第 8 回 POPRC では、ヘキサブromシクロドデカンを同様に附属書 A へ追加する旨の勧告を行うことが決定された。

(3) 上記勧告を踏まえ、平成 23 年 4 月に開催された第 5 回締約国会議において、

エンドスルファン¹を附属書Aに追加することが決定された。また、本年4月～5月に開催された第6回締約国会議において、ヘキサブロモシクロドデカン²を附属書Aに追加することが決定された。これらの物質については、今後、POPs条約の下で、製造、使用等を廃絶・制限する措置等が講じられることとなる（改正される附属書の発効は、国連事務局による各国への通報から1年後）。

2. 化審法による対応（案）

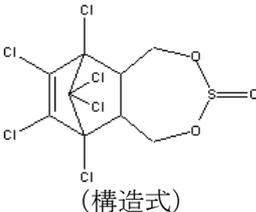
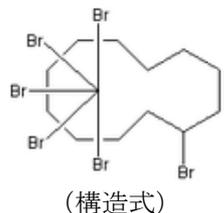
(1) 附属書Aに追加されたエンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンについては、POPsとしての要件を満たすことがPOPRCにより既に科学的に評価されており（別添1及び別添2参照）、これらの要件は化審法の第一種特定化学物質と同様に、分解性、蓄積性及び毒性等に基づくものであることから、すでに附属書Aに掲げられている化学物質と同様に、化審法の第一種特定化学物質に指定することとする。同時に、ヘキサブロモシクロドデカンについては、平成22年度から化審法第14条第1項に基づく有害性調査を行った事業者に対して、同条第2項に基づき、第一種特定化学物質に該当すると判定し、通知することとしたい。

(2) また、化審法第24条に基づき、これらの物質を使用している製品については輸入を禁ずることとなっており、その具体的な措置についても今後検討する。特に、ヘキサブロモシクロドデカンについては、難燃剤として現在も広く使用されていることから、POPs条約で認められた範囲で適用除外の登録等を行うことの可否や、その製造・輸入・使用等を禁止する時期についても今後検討する。

¹ 締約国会議における指定名称： Technical endosulfan (CAS No: 115-29-7) and its related isomers (CAS No:959-98-8 and CAS No: 33213-65-9)

² 締約国会議における指定名称： Hexabromocyclododecane” means hexabromocyclododecane (CAS No: 25637 99-4), 1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane (CAS No: 3194-55-6) and its main diastereoisomers: alpha- hexabromocyclododecane (CAS No: 134237-50-6); beta-hexabromocyclododecane (CAS No: 134237-51-7); and gamma hexabromocyclododecane (CAS No: 134237-52-8)

POPs 条約への新規追加に伴い化審法第一種特定化学物質へ指定を行う物質（案）

No.	化学物質名	CAS 番号	化審法官報 公示整理番号
1	<p>6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド類（別名：エンドスルファン又はベンゾエピン）</p>  <p>(構造式)</p>	<p>115-29-7 959-98-8 33213-65-9</p>	
2	<p>ヘキサブロモシクロドデカン</p>  <p>(構造式)</p>	<p>25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7</p>	<p>3-2254</p>